



# いわき市からの お知らせ

## いわき市民憲章

わたくしたち いわき市民は

- 1 元気で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、明るいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 教養を高め、文化のまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、緑のまちをつくりましょう。

## 令和7年11月1日（土）「廃乾電池」の日は リチウムイオン電池を含めた 家庭から排出される全ての電池 を収集します！

「乾電池」と「乾電池以外の電池」を別にして  
それぞれ中身の見える袋に入れて、  
(袋の大きさは問いません)

朝8時30分までに、  
ごみ集積所に出してください。



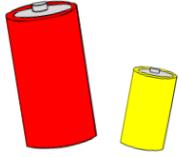
- ※ 膨張・変形した電池等は収集しません。  
それら電池等は、拠点回収している施設へ直接お持ち込みください。
- ※ 事業所や工場などで使用した電池や、  
蓄電池（自動車用バッテリー等）、特殊な電池（大きい電池）は収集しません。  
(専門業者にご相談ください。)

令和8年度以降についても、同じルールで実施します。  
令和8年3月発行予定の「家庭ごみの収集カレンダー」や  
「ごみの分け方・出し方ハンドブック」をご確認ください。



## 収集する電池

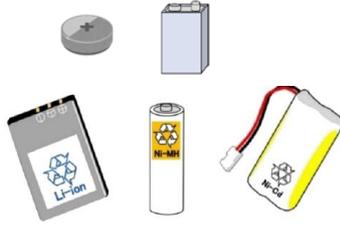
### (1)乾電池



- ・アルカリ乾電池
- ・マンガン乾電池
- ・オキシライド乾電池

### (2)乾電池以外の電池

#### ・乾電池以外の電池単体



- ・ボタン電池
- ・コイン電池
- ・リチウム電池
- ・リチウムイオン電池
- ・ニッケル水素電池
- ・ニカド電池 など

#### ・電池一体型製品



- ・スマートフォン
- ・モバイルバッテリー
- ・加熱式たばこ
- ・電気シェーバー
- ・電動歯ブラシ
- ・コードレス家電
- ・ハンディファン など

## 出し方と注意点

### ポイント1 電池一体型製品の判別方法



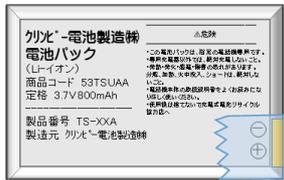
電池本体にはリサイクルマークが表示されています。

※表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、電池が使用されている可能性があります。

**電池一体型の製品は、無理に取り外そうとせず、製品のまま、お出しください。**



### ポイント2 絶縁

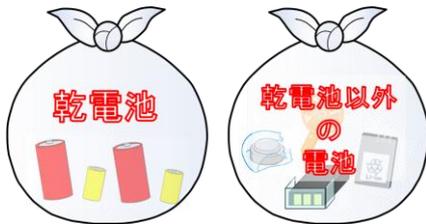


乾電池以外の電池の端子部分は、メーカーや電池の種類や品番などの文字が見えるように

**必ずテープなどで絶縁してください。**



### ポイント3 電池の出し方



- ・中身の見える袋に入れて出してください。(規格の袋以外でも可能)
- ※レジ袋など中身が見えない袋では出さないでください。
- ・「乾電池」と「乾電池以外の電池」は別の袋にしてください。

**膨張・変形したバッテリーなどは  
火災のリスクがあるため、  
収集しません！**

※それらの電池は、拠点回収している施設

(本庁舎、北部清掃センター、南部清掃センター、クリンピーの家)に  
直接お持ち込みください。

※受付時間が施設によって異なりますので、事前に確認してからお持ち込みください。

